



金 沢 市 公 報

号外第5号の6

平成25年(2013年)3月29日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

目 次	ページ	
規 則		金沢市公設花き地方卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則
金沢市における企業立地及び中小企業構造の高度化の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (商業振興課)	1	(公設花き地方卸売市場) 2
金沢市中央卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則 (中央卸売市場)	1	金沢市地方競馬実施条例施行規則の一部を改正する規則 (農業振興課) 2

規 則

金沢市における企業立地及び中小企業構造の高度化の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

金 沢 市 長 山 野 之 義

●金沢市規則第33号

金沢市における企業立地及び中小企業構造の高度化の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則
金沢市における企業立地及び中小企業構造の高度化の促進に関する条例施行規則(昭和58年規則第38号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成25年3月31日」を「平成26年3月31日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

金沢市中央卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

金 沢 市 長 山 野 之 義

●金沢市規則第34号

金沢市中央卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則
金沢市中央卸売市場業務条例施行規則(平成12年規則第21号)の一部を次のように改正する。
別表第2中

1階A区画(青果部)	577円50銭	を
1階A区画(水産物部)	735円	
1階B区画	1,134円	
2階A区画(青果部)	336円	
2階A区画(水産物部)	420円	
2階B区画	1,018円50銭	
1階(青果部)	577円50銭	に
1階(水産物部)	878円40銭	
2階(青果部)	336円	
2階(水産物部)	666円30銭	

改める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

金沢市公設花き地方卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第35号

金沢市公設花き地方卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市公設花き地方卸売市場業務条例施行規則（平成12年規則第22号）の一部を次のように改正する。

別表保冷施設使用料の項中「68,565円」を「105,630円」に改める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

金沢市地方競馬実施条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第36号

金沢市地方競馬実施条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 金沢市地方競馬実施条例施行規則（昭和52年規則第2号）の一部を次のように改正する。

第8条中「異議」を「失格又は降着の裁決の申立て」に改める。

第54条第5項を次のように改める。

5 騎手は、競走中十分な間隔がないのに、他の馬と他の馬との間若しくは他の馬と柵との間に入り、又はそれらの間から他の馬を追い抜いてはならない。

第57条の2を削る。

第59条第2項中「第61条」を「第62条の3第3項」に改める。

第61条を次のように改める。

（審議の公表）

第61条 裁決委員は、次の各号のいずれかに該当するときは、第62条の3第3項の規定による着順確定前に、当該競走に係る事象に関する審議を行う旨を公表するものとする。

(1) 次条の規定により委員長が競走を不成立とする可能性があるとき。

(2) 到達順位が第5位までの馬（第5位まで到達した可能性があり、その到達順位の判定を速やかに行うことが困難であると認められる馬として、裁決委員が指定したものを含む。次号において同じ。）について、第62条各号の規定による失格又は第62条の2第1項の規定による降着とする可能性があるとき。

(3) 到達順位が第5位までの馬について、第63条第1項に規定する失格又は降着の裁決の申立てがあったとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、裁決委員が特に必要があるとき。

2 裁決委員は、前項の規定により審議を行う旨の公表を行ったときは、当該審議の終了後、直ちにその結果（次条の規定により委員長が競走を不成立とする場合を除く。）について公表するものとする。この場合において、前項第2号から第4号までの規定に係る審議の結果については、第62条の3第4項の規定による着順の確定の公表と併せて、これを公表する。

第61条の次に次の1条を加える。

（競走の不成立）

第61条の2 委員長は、第62条の3第3項の規定による着順確定前に、災害、投石等の妨害行為その他の事由により競走若しくは競走に係る開催執務委員の職務の執行に重大な支障があり、又は競走が所定の走路と異なる走路で行われたと認めた場合は、その競走を不成立とする。

2 委員長は、前項の規定によりその競走を不成立とした場合には、直ちにこれを発表しなければならない。

第62条第1項中「裁決委員は、」の次に「第62条の3第3項の規定による」を加え、「認める」を「認めた」に改め、同項第4号を次のように改める。

(4) 第54条第1項、第4項若しくは第5項又は第55条の規定に違反して他の馬の走行を妨害したと認められる行為（他の騎手又は他の馬の動作による危険を避けるためにやむを得ず第54条第1項、第4項又は第5項の規定に違反して他の馬の走行を妨害する行為を除く。以下「有責妨害」という。）のうち、極めて悪質かつ他の騎手又は他の馬に対する危険な行為であって、当該行為が競走に重大な支障を生じさせたとき。

第62条第2項を削る。

第62条の2を次のように改める。

（降着）

第62条の2 裁決委員は、次条第3項の規定による着順確定前に、決勝線に到達した馬（前条の規定により失格となった馬（以下「失格馬」という。）を除く。）が有責妨害を行ったと認め、かつ、当該有責妨害を行ったと認められた馬が被害馬（当該有責妨害を受けた一の馬であって、決勝線に到達したもの（失格馬を除く。）をいう。以下同じ。）より前又は同時に決勝線に到達した場合において、当該有責妨害がなければ、被害馬が当該有責妨害を行ったと認められた馬より前に決勝線に到達したと認めるときは、当該馬を降着とする。ただし、被害馬が当該有責妨害を行ったと認められた馬に対し有責妨害を行ったと認められた場合には、当該馬を降着としないことができる。

2 前項の規定により降着となった馬（以下「降着馬」という。）は、その対象被害馬（降着の裁決の対象となった被害馬をいう。別表第2において同じ。）より後の着順とする。

第62条の2の次に次の1条を加える。

（着順の確定）

第62条の3 競走（降着馬がある場合の競走を除く。）における各馬の着順は、失格馬を除き、第58条の規定により決勝審判委員が最初に決勝線に到達したと判定した馬を第1着とし、その他の馬については決勝審判委員がその馬より前に決勝線に到達したと判定した馬の頭数に1を加えたものとする。この場合において、同時に決勝線に到達した馬は同着とする。

2 降着馬がある場合の競走における各馬の着順は、決勝線に到達しなかった馬及び失格馬を除き、別表第2に定めるところにより当該馬より前の着順とされる馬（以下「上位馬」という。）のない馬を第1着とし、その他の馬については上位馬の頭数に1を加えたものとする。この場合において、同じ着順とされる馬は同着とする。

3 裁決委員は、競走終了後遅滞なく、前2項の規定による着順を確定し、その旨を宣言しなければならない。この場合において、失格馬又は降着馬があるときは、併せてその旨を宣言しなければならない。

4 裁決委員は、前項の規定により着順の確定を宣言したときは、直ちにその旨を公表するものとする。

5 省令第45条第2項において準用する省令第8条第1項ただし書の競馬の実施に関する規程で定める各馬の着順は、第3項の規定により確定する着順とする。

6 省令第45条第2項において準用する省令第7条第1項から第5項までの勝馬は、第3項の規定による着順の確定宣言（重勝式勝馬投票法にあっては、その最後の競走の着順の確定宣言）により確定する。

第63条の見出しを「（失格又は降着の裁決の申立て）」に改め、同条第1項を次のように改める。

競走に出走した馬の馬主、調教師（第93条第2項に規定する業務の委託を受けた調教師及び委員長の指名する調教師並びに同条第4項に規定する業務を代行する者を含む。）又は騎手は、その競走において当該馬に対し有責妨害を行ったとする馬を第62条第4号の規定による失格又は第62条の2第1項の規定による降着とする裁決を求める旨の申立てを行うことができる。

第63条第2項中「異議」を「前項」に改め、同条第3項中「異議」を「第1項」に改め、同条第4項中「異議」を「第1項」に、「その異議」を「その」に、「異議の申立てをした者」を「申立てを行った者」に改める。

第65条の2第7項中「ナンドロロン及びボルデノン」を「別表第1において特に指定するもの」に改める。

第65条の3第1項中「第61条第3項」を「第62条の3第3項」に、「第62条第1項第1号」を「第62条第1号」に改め、同条第2項中「第61条第1項」を「第62条の3第1項」に改める。

第77条中「別表第4」を「別表第3」に改める。

別表第1中「第37条関係」を「第37条、第65条の2関係」に改め、同表第20号中「ジプロヘプタジン」を「シプロヘプタジン」に改め、同表第31号中「ナンドロロン」を「ナンドロロン」に改め、同表第34号中「ノスカピン」を「ノスカピン」に改め、同表中第38号から第40号までを削り、第41号を第38号とし、第42号を第39号とし、第43号を第40号とし、第44号を削り、第45号を第41号とし、第46号から第52号までを4号ずつ繰り上げ、同表第53号中「ボルデノン」を「ボルデノン」に改め、同号を同表第49号とし、同表中第54号から第61号までを4号ずつ繰り

上げ、第62号を削り、第63号を第58号とし、第64号を第59号とし、第65号を第60号とし、同表に備考として次のように加える。

備考 第65条の2第7項の特に指定するものは、禁止薬物名に 印を付したものとする。

別表第2を次のように改める。

別表第2 (第62条の3関係)

- (1) 降着馬以外の馬(以下「非降着馬」という。)2頭の間では、到達順位がより前のものをより前の着順とし、到達順位が同じ場合は同じ着順とする。
- (2) 降着馬は、その対象被害馬より後の着順とする。
- (3) 前2号の規定によっては着順の前後が決定できない降着馬と非降着馬の2頭の間では、その降着馬をより前の着順とする。
- (4) 前3号の規定によっては着順の前後が決定できない降着馬2頭の間では、到達順位がより前のものをより前の着順とし、到達順位が同じ場合は同じ着順とする。

別表第3を削り、別表第4を別表第3とする。

第2条 金沢市地方競馬実施条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第37条、第65条の2関係)

- (1) アドラフィニル
- (2) アトロピン
- (3) アミノフィリン
- (4) アミノレックス
- (5) アルプレノキシム
- (6) アルプレノロール
- (7) アンフェタミニル
- (8) アンフェタミン
- (9) イブテロール
- (10) イプラトロピウム
- (11) エタノール
- (12) エチルアンフェタミン
- (13) エチルモルヒネ
- (14) エフェドリン
- (15) オキシエチルテオフィリン
- (16) オキシプロピルテオフィリン
- (17) 10 オキシカンファー
- (18) オクスプレノロール
- (19) カフェイン
- (20) カルバマゼピン
- (21) カンフル
- (22) キンボロン
- (23) グアイフェネシン
- (24) クレブテロール
- (25) クロベンゾレックス
- (26) クロルプロマジン
- (27) クロルプロマジンスルホキシド
- (28) コカイン
- (29) コデイン
- (30) コリントオフィリン

- (31) サルブタモール
- (32) シクラゾドン
- (33) ジヒドロオキシプロピルテオフィリン
- (34) ジブカイン
- (35) シプロヘブタジン
- (36) ジメチルアンフェタミン
- (37) ジモルホラミン
- (38) スコポラミン
- (39) スタノゾロール
- (40) ストリキニーネ
- (41) セレギリン
- (42) テオフィリン
- (43) テオプロミン
- (44) デキストロアンフェタミン
- (45) テストステロン
- (46) テトラカイン
- (47) デプレニル
- (48) テルブタリン
- (49) トラマドール
- (50) トランスパオキシカンファー
- (51) トレンボロン
- (52) ナンドロロン
- (53) ニケタミド
- (54) ニコチン
- (55) ノスカピン
- (56) バルビタール
- (57) バルビツール酸誘導体
- (58) バンプテロール
- (59) ピプラドロール
- (60) ファンプロファゾン
- (61) フェネチリン
- (62) フェンカミン
- (63) フェンプロレックス
- (64) フラザボール
- (65) フルオキシメステロン
- (66) ブルシン
- (67) フルフェノレックス
- (68) プレニラミン
- (69) プロカイン
- (70) フロセミド
- (71) プロプラノロール
- (72) プロマジン
- (73) ベタキソロール
- (74) ペモリン
- (75) ヘロイン
- (76) ベンズフェタミン
- (77) ベンゾジアゼピン誘導体

- (78) ペンタゾシン
- (79) ペンテトラゾール
- (80) ボルジオン
- (81) ボルデノン
- (82) メサピリレン
- (83) メソカルブ
- (84) メタンフェタミン
- (85) メチルエフェドリン
- (86) 17 メチルステロイド類
- (87) メチルフェニデート
- (88) メテノロン
- (89) メトカルバモール
- (90) メトキシフェナミン
- (91) メトプロロール
- (92) メフェノレックス
- (93) モダフィニル
- (94) モルヒネ
- (95) リスデクスアンフェタミン
- (96) リドカイン
- (97) 前各号に掲げる物のいずれかを含有する物（遊離する物を含む。）

備考 第65条の2第7項の特に指定するものは、禁止薬物名に 印を付したものとする。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成26年4月1日から施行する。

平成25年(2013年)3月29日	印刷	発行人	金 沢 市
平成25年(2013年)3月29日	発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価 120円	印刷所	石川県金沢市玉鉾4丁目166番地	(株) 共 栄